

グループ共通関連当事者取引管理規程

制定 2025年7月29日

施行 2025年9月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当グループ各社において、関連当事者との取引を行う場合に遵守すべき基準及び手続を定め、当該取引を適切に管理することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「関連当事者」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第17項の規定を踏まえ、次に掲げる会社及び人物をいう。
[以下、本条非公開]

(適用範囲)

第3条 この規程は、役員及び従業員に適用する。

(基本的な考え方)

第4条 関連当事者との取引は、当グループ各社と特別な関係を有する相手との取引であるため、本来不要な取引を強要されたり、取引条件が歪められたりする懸念があり、当グループ各社にとって注意する必要が高い取引であることから、当該取引を適切に牽制する必要がある。

第2章 関連当事者取引の管理

(関連当事者取引の事前把握)

第5条 [以下、本条非公開]

(関連当事者取引の承認)

第6条 [以下、本条非公開]

(関連当事者取引の継続の確認)

第7条 [以下、本条非公開]

(関連当事者が10%以上50%以下の主要株主となる会社等及び当該会社等の子会社との取引の報告)

第8条 [以下、本条非公開]

(報告微収)

第9条 [以下、本条非公開]

第3章 雜則

(関連会社への適用)

第10条 [以下、本条非公開]

(改廃)

第11条 [以下、非公開]

以上